

林医院ケアプランセンター 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定介護予防支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定介護予防支援を提供する事業者について

事業者名称	有限会社ハヤシ
代表者氏名	取締役 林 功
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	兵庫県芦屋市前田町 2-29 電話：0797-26-6526
法人設立年月日	平成1年12月4日

2 利用者に対しての指定介護予防支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	林医院ケアプランセンター
介護保険指定 事業所番号	2870909336
事業所所在地	兵庫県西宮市甲子園口 3-9-23
連絡先 相談担当者名	連絡先電話・FAX 番号 0798-78-5114 相談担当者氏名 北村 丞太郎
事業所の通常の 事業の実施地域	西宮市、芦屋市、尼崎市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要支援状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護予防支援の提供を確保すること。
運営の方針	1. 要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとす。 2. 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 3. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類または特定の指定介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。 4. 事業所は、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日（祝日、12/29～1/3、8/11～8/15 を除く）
営 業 時 間	9 時 00 分～17 時 00 分

(4) 事業所の職員体制

管理者	北村 丞太郎
-----	--------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1 名
介護専門員	介護予防支援業務を行います。	常勤 2 名以上 (うち 1 名は管理者)

(5) 介護予防支援の内容と費用について

介護予防支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 介護予防サービス計画の作成	別紙に掲げる「介護予防支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、介護予防支援の一連業務として、介護保険の対象となります。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
② 介護予防サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

介護予防ケアマネジメント基本報酬	一月につき 442 単位 （初回加算 一月につき 300 単位）
------------------	----------------------------------

2 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。
-------	---

3 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも 3 月に 1 回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

4 介護予防支援の提供にあたって

- (1) 介護予防支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

5 虐待防止のための取り組みについて

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じています。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的 to開催し、その結果については介護支援専門員に周知します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to実施しています。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切 to実施するための担当者を定めています。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

7 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【家族等緊急連絡先】	氏 名	続柄
	住 所	
	電 話 番 号	
	携 帯 電 話	
	勤 務 先	

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	福祉事業者総合賠償責任保険特約
補償の概要	介護予防支援業務に起因して、利用者などの第三者の生命や身体を害する等した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する

8 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

9 記録の整備

指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。

10 指定介護予防支援内容（ケアプラン）の見積もりについて

当事業所は、契約締結前にケアプランの見積もりの作成が可能です。

11 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定介護予防支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・ 苦情があった場合、ただちに担当の介護支援専門員が相手方に連絡を取り、苦情確認する。
- ・ 苦情がケアプランに関するものであった場合には、必要に応じて検討会議を開催し、その結果に基づいた対応を行う。
- ・ 記録を台帳に保管し、再発防止に役立てる。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (林医院ケアプランセンター)	所 在 地	西宮市甲子園口 3-9-23
	電話番号	0 7 9 8 - 7 8 - 5 1 1 4
	ファックス番号	0 7 9 8 - 7 8 - 5 1 1 4
	受付時間	9 : 00 ~ 17 : 00

【市町村（保険者）の窓口】 西宮市役所 健康福祉局 法人指導課	所在地 西宮市六湛寺町 10-3 電話番号 0798-35-3082（直通） ファックス番号 0798-34-5465（直通） 受付時間 9：00～17：30（土日祝は休み）
【公的団体の窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町 1-9-1-1801 電話番号 078-332-5617 受付時間 8:45～17:15（土日祝は休み）

12 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「西宮市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 27 年西宮市条例第 60 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	兵庫県芦屋市前田町 2-29
	法人名	有限会社 ハヤシ
	代表者名	林 功
	事業所名	林医院ケアプランセンター
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	
	続柄	

(別 紙 1) 介護予防支援業務の実施方法等について

1 介護予防支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ③ 指定介護予防支援の利用の開始に際し、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができ、また介護予防サービス計画に位置付けられた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

2 介護予防サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、介護予防サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する介護予防サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して介護予防サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、介護予防サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、介護予防サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の介護予防サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく介護予防サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認し、同意を得られた場合、
介護予防サービス計画に位置付けされた介護予防サービス事業者に介護予防サービス計画を交付します。(介護予防サービス計画の変更・更新時も含みます。)
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した介護予防サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して介護予防サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、介護予防サービス計画の作成後において、介護予防サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも三月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。

- ③ 介護支援専門員は、介護予防サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 介護予防サービス計画の変更について

事業者が介護予防サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって介護予防サービス計画の変更を、この介護予防支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、介護予防サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 介護予防サービス計画等の情報提供について

利用者が他の介護予防支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の介護予防サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、介護予防サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

